

さいたま市水道局告示第23号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により平成28年3月4日さいたま市水道局告示第21号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市水道局契約事務規程第26条第2項の規定により公示する。

平成28年3月14日

さいたま市水道事業管理者 日 野 徹

1 中止とした一般競争入札

(1) 件名

水道局仮庁舎及び水道第2庁舎移転業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区針ヶ谷1-18-2 外

2 中止とした理由

仕様内容に変更があったため。